

一、中央執行委員長一名 二、書記長一名 三、會計一名 四、部長若干名 五、部長若干名

第二十條 中央執行委員長は黨を代表し黨務を總轄す。

第二十一條 書記長は中央執行委員長を輔佐し黨務を處理す書記長の下に書記若干名をおき中央執行委員會之れを任免す。

第二十二條 會計は黨の會計事務を處理す。

第二十三條 各部長は常任中央執行委員之れに當り當該部門の活動を統轄す。

第二十四條 書記長は中央執行委員會及び常任中央執行委員會に於て發言並に決議權を有す。その他の本部役員は發言權のみを有す。

第二十五條 黨役員任期は次期定期大會までとす。但し再選を妨げず。

第六章 地方組織

第一節 支部

第二十六條 支部は中央執行委員會の承認を経て地理的區域により黨員五十名以上を以て組織するものとす。但し必要ある場合は中央執行委員會の承認を経て適宜之れを組織することを得。

第二十七條 支部は左の機關を置くものとす。

- 一、大會 二、幹事會 三、常任黨部 四、部門

第二十八條 支部は支部員を分つて、工場班、農村班、樞頭班を組織するものとす。

第二十九條 班には左の機關を置くものとす。

- 一、班總會 二、班委員會

第二節 府縣支部聯合會

第三十條 各道府縣に二個以上の支部ある場合は支部聯合會を組織するものとす。

第三十一條 支部聯合會には左の機關を置くものとす。

- 一、大會 二、執行委員會 三、常任執行委員會 四、部門

第三十二條 支部聯合會大會の代議員は支部より選出するものとす。

第三十三條 支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を経ることを要す。

第七章 黨費及び會計

第三十四條 黨費は黨員一名につき本部費年額金四十錢、支部及び支部聯合會費は原則上合計年額金八十錢とす。但し當該地方の情況により必要ある場合には本部の承認を経て増額することを得。

第三十五條 黨員納入の黨費は一切之れを返還せず。

第三十六條 黨所屬衆議院議員の歳費二分の一は黨本部の收入とす。黨所屬府縣會議員、市町村會議員並に公職者の受

くる歳費又は手當の處分に就いては當該道府縣支部聯合會の決定に従ふ。

第三十七條 黨經費の豫算は中央執行委員會に於て原案を製作し大會の承認を得ることを要す。

第三十八條 黨經費の決算は大會の承認を得ることを要す。

第三十九條 黨機關紙の會計は獨立會計とす。

第四十條 會計監査は會計の監査に任じ本黨各種の會議に於て發言權を有し各種の機關に對し會計上の答辯を要求する權限を有す。

第四十一條 黨會計年度は毎年一月一日より同年十二月末日までとす。

第八章 規 律

第四十二條 黨員にして左の一に該當する者は中央執行委員會又は大會に於て除名することを得。

- 一、黨の綱領、重要決議に違背したる者
- 二、黨の面目を毀損したる者
- 三、黨の統制を亂したる者

第九章 附 則

第四十三條 黨の綱領及び規約は黨大會出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば變更加除することを得ず。

第四十四條 本規約は昭和四年十一月一日より之を實施す。

別表 第一

黨大會出席代議員選出比率

支部黨員百名までは一名、以上百名未滿を増す毎に一名を増加す。

別に各府縣支部聯合會より二名。

別表 第二

中央執行委員會選出比率

選出區三百名以上千名迄は一名、千名以上三千名迄は二名、三千名以上二千名を増す毎に一名を増加す。

役員選出の件 (本部提出)

大會に於て選衡委員を擧げて中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、書記長一名、會計一名、會計監査二名を選定し原案を製作して大會にかけて決定する。

宣言發表の件 (本部提出)

別紙の本部委員會の原案を委員會にかけて審議し、大會に於て決定發表する。